

平安女学院大学びわ湖守山キャンパス統合問題に関する守山市議会の審議経過

平成16年第1回守山市議会定例会会議録（第2日）

2004年3月12日

木村眞佐美議員（質問）

私の最後の質問は、平安女学院大学と交わした覚書の履行についてであります。

ご案内のとおり、平安女学院大学を誘致するに当たっては建設費の一部約8億円を守山市が追加補助をしています。その分については16年度から19年度の4カ年でまちづくりの推進のために提供するという約束ができていますが、その履行がどのようになっているのかお尋ねをして、私の質問を終わります。

政策監（答弁）

木村眞佐美議員3点目の平安女学院大学との覚書の履行につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘の覚書書、いわゆる念書につきましては現在平安女学院大学と履行につきまして協議を行っているところでございます。引き続きまして、この念書に基づきまして、平成16年度から4年間の間におきまして、その履行がなされますように対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

木村眞佐美議員（再質問）

それから、最後の平安女学院大学の問題ですが、具体的な私は取り組みを聞いているわけです。具体的に守山市としてはどういう内容を求めて、そして相手の方からはどういうことをやると言っておられるのでしょうか。ちょっと調べてみましたら、現在、今年の4月から2回生は280の定員に対して96名、34%、3回生は47%、次の4回生は56%ということで、非常に厳しい状況だというふうに聞いています。そういう中で、守山市がさらに何を求めて4年間でこのことを履行すると、8億円ですよ。先ほどから私も何億円、何十億円という話してはいますが、毎日毎日生活をしている市民、約30万円の1カ月の給料で生活してるんですよ。何十億円と扱っている、市民のお金を預かっていることの重みをちょっと感じていただいて、きちっと履行されるように平安女学院との交渉を進めていただきたい。

以上です。

政策監（再答弁）

木村議員の再質問にお答えを申し上げます。

具体的な内容という、こういうご質問だったかと思いますが、先ほども答弁申し上げましたように、現在大学側とその内容につきまして今詰めてる途上でございます。ご指摘を賜っておりますように、少し学生の数につきましても何とか5割は確保いたしておりますものの、非常に厳しい状況下でございます。現在、大学側も必死になって17年度に向かいます対応を今協議をさせていただいておる、こういうような状況でございますので、その辺のことも含めながら、なるべく早い時期に議会の皆さん方にもご報告申し上げてまいりたい、このように思います。

答弁といたします。

平成16年第2回守山市議会定例会会議録(第2日)

2004年6月11日

廣實照美議員 (質問)

1点目は、平安女学院大学びわ湖守山キャンパスが高槻キャンパスに統合されるという報道に関連して質問いたします。

多額の経費で誘致したにもかかわらず、設立たった4年で守山キャンパス撤退は、この報道はとても残念なことです。平成12年設立当初から入学生の減少は目を覆うものがあり、大学経営もビジネスの一環という側面は見逃せませんが、また一方では教育という公共的で日本将来を担うという使命を帯びた事業でもあります。守山市にとって、少子化時代を見据えた4年制大学の設置であり、**当初は4年制は守山市、短大は高槻市、大学本部は京都市のトライアングルでの経営が売り物であったと聞いています。**そして、4年制大学の増設は、守山を想定していたとも聞き及んでいます。

ところが、**守山に大学開設後に高槻にも4年制大学の学部が設立されました。**この時点で、**当初の約束とは違い、これに対して市行政はどのような手を打たれたのでしょうか。**さらに、銀座商店街での「HATI」での子供たちを対象にした英語教室や喫茶室などの活動、地域を巻き込んだ平女祭、国際交流の開催など、地域や市民との交流を大切にしたい取り組みをこれからも深めていくためにも、平安女学院大学びわ湖守山キャンパスの存続と守山市での開講を願う多くの学生たちがいます。

そして、学生たちは5月25日から署名活動を始め、5月27日には学校から駅までデモ行進を行い、近々学生集会を開く予定もあります。車いすで通う学生さん、奨学金とバイトで勉学に励む学生さんは、この守山にある大学だからこそ通うことができるのです。このように、**守山市にあるびわ湖守山キャンパスで学びたいとの在校生の願いや、大学を核としたまちづくりの提言をされ、それに期待した市民、大学の誘致だからと地元自治体や用地提供された住民の思いに、今回の撤退に関して市としてどのような意見表明や行動計画があるのかお伺いいたします。**

また、5月17日の守山市からの申し出および5月31日の平安女学院側からの答弁からは、民事的な争いに終始しているように思います。守山キャンパスの開設時の守山市と平安女学院との相互理解を裏切ることなく、守山市としては撤退決定の撤回が市民としての強い要望です。市としては、今後の折衝はどのような方針で臨まれるのかお伺いいたします。

市長 (答弁)

廣實議員のご質問、第1点目の平安女学院大学びわ湖守山キャンパスの撤退についてにお答え申し上げます。

まず、高槻での4年制大学の開設に当たっての当時の対応についてでございますが、高槻キャンパスの4年制大学の開設に当たっては、大学からの申し出により説明を受けます中で、議論はございましたものの、当時はむしろ経営改善の努力として受けとめられ、大学の方針のとおり高槻キャンパスが開設されたものと認識いたしております。

次に、今回の撤退に関してでございますが、市としてどのような意見表明、あるいは行動計画があるのかということについてでございますが、今日に至りますまで、大学の努力もさることながら、行政といたしましても、守山キャンパスの学生の確保、あるいは就職先のあっせんなど、精いっぱい支援をいたし、さらに大学のある町として、周辺の道路整備の推進にも着手し、大学を核としたまちづくりの継承に努めてきたところでございます。

こうした経緯の中で、今回の撤退の意向は、学生や保護者に何の事前説明もないままに、大学の経営方針に基づく一方的なものであり、本来の教育理念あるいは大学を核としたまちづくり協定の理念からしますと、まことに遺憾であると存じております。守山キャンパスを選んだ学生、特に障害のある学生や保護者からは何としても存続をと強い声を寄せられております。行政といたしましては、まず大学との話し合いが第一であると考えまして、法的な手続も背景に置きつつ、大学との協議の場を積極的に設定して、粘り強く大学の存続を要請してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

木村勝吉議員（質問）

次に、2点目は、平安女学院大学守山キャンパスについてであります。

ご案内のように、平安女学院大学守山キャンパスは、活気と文化の薫り高いまちづくりを目指すとして第3次守山市総合発展計画に位置づけられ、大学の持つ人的、物的資源の活用を通し、本市が進めようとしている文化学術面での多様な情報発信基地として、また市民とともに進める大学を核としたまちづくりなど、施策展開を図る上で大きな貢献が願える施設として、守山市民の大きな期待を持って平成12年4月に開学された高等教育機関であります。

去る4月7日に、平安女学院大学の常任理事会において、2005年4月からびわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合することが決定されたことを受け、翌8日、林事務局長が来庁され、その要旨を伝えに来られたとお聞きいたしております。青天のへきれきのごとく突然通告があったとは理解に苦しむところであり、この決定に至りますまでには、先方からいろいろと報告があったのではないのでしょうか。高槻キャンパス統合への話が持ち上がってから今日までの経過と、それに対する市の対応をどうされてきたのかお伺いいたします。

この平安女学院大学誘致に関して、25億8,600万円の市費が補助金として投じられており、平成12年開学以来、わずか5年で撤退という今回の平安女学院常任理事会の決定は、補助金を交付した本来の目的を踏みにじるもので、信義にもとる行為であり、本市は補助金の返還要求も含め、法的な対応をきちっとすべきであると思っておりますが、いかがでありますか、お伺いいたします。

市長（答弁）

次に、3点目のご質問でございます。平安女学院大学の高槻統合についてでございます。

さきに廣實議員にもお答えを申し上げましたように、この守山の地に現存の大学が存続することが第一義でございます。今後も粘り強く大学の存続を要請してまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

平成16年第3回守山市議会定例会会議録（第2日） 2005年9月24日

本城政良議員（質問）

4点目に平安女学院大学守山キャンパスについてお伺いします。

平安女学院大学の守山キャンパスの誘致に当たっては、市民とともに進める大学を核としたまちづくりを推進、施策展開を図る上で大きな貢献が期待できる施設として守山市民の期待を受けて、平成

12年4月に1学部2学科で開学されたのであります。開学以来、本学女子大生が駅やその周辺に華や
ぎもそれなりに醸し出し、メンタルフレンドなどの教育関係の協力も含めて、大学を核としたまちづ
くりもそれなりに展開されてきたかに見えました。そうした中で、開学からわずか5年目のこの4月
に、本市に事前の説明もないままに、来年度に高槻キャンパスに統合するということが決定され、通
知されたということについて、今日まで進めてきた大学を核としたまちづくりを期待してきた市民や
行政、議会に対しての説明責任を果たしてほしかったという思いがあり、遺憾に思っております。

わずか5年目でこうした事態となった結果から見ますと、守山キャンパスを決定された平安女学院
の経営計画自身に見通しの甘さがあったのではないかと思わざるを得ませんが、この点市長はどのよ
うに受けとめておられるかお伺い申し上げます。

また、学生数が年々減少してきていることは、この間見えていたはずであります。大学からは何
らかの連絡があったのか、市としてどう対処されてこられたのか、さらには言いにくい話でありま
すが、当時の誘致について見通しの甘さはなかったのか、その点市長にお尋ね申し上げます。

高槻への統合によって一番迷惑をしているのは当の学生さんであります。聞き及ぶところでは、守
山キャンパスの存続を求め署名活動をしていることや、一部の学生は議員に同行して文部科学省へ行
っているとの報道もありましたが、このことで大学側が態度を硬化しているとも聞き及びます。こ
うした学生の存続を求める気持ちは、学生にとっては当然と思えます。しかし、一方で歴史のある学校
法人平安女学院の経営の厳しさのあることも推測できます。このような中で、市長はこの学生の思い
に対してどうお考えでしょうか、お伺い申し上げます。

また一方で、本市は大学誘致に当たり、25億円という巨額の補助金を交付していますが、これは大
学を核としたまちづくりという市民の期待するまちづくりの夢が現実となり、その効果が十分得られ
ることを期待して交付したはずであります。ところが、わずか5年目で期待したキャンパスがなくな
り、学生もいなくなるとすれば、補助金交付で期待した市の思いから大きく外れ、目的が達成できな
くなりませんが、どうされようとお考えかお伺い申し上げます。

高槻キャンパス統合の事態に対し、さきの定例市議会では、専任の弁護士にゆだねるとのことであ
りましたが、一方で話し合いのテーブルにつくことも大事かと思いますが、この点どのように進めよ
うとしておられるのかお伺いいたします。

市長（答弁）

次に、4点目の平安女学院大学守山キャンパスについてのご質問にお答え申し上げます。

まず、守山キャンパスの設置を決定された平安女学院大学自身の経営見通しについてでございます。

山岡理事長さんは、新聞紙上におきまして、初めから無理な計画で、守山では投じた資金に見合う
利益が上がりませんでした。短大から4年制大学に進出しようとしたときの浮かれがあったのだろうと述
べておられますが、一方、平成8年当時でございますが、大学設置に係る学院の検討資料の中に、滋
賀県的女子高校の大学進学者の県外流出率は全国一であって、それを取り込むことによって入学者は
十分見込めるとの結果がまとめられていることを見ましても、当時一定の経営見通しがあったと推察
いたしております。

次に、学生数の減少については、評議員会などを通じて情報を得ておりまして、市としても心配い
たしておりましたが、学校経営そのものへの発言力はなく、大学の努力に期待するところが大きかっ
たわけでございます。市といたしましても、私みずからが学生募集決起集会に参加をしたり、広報誌

で幾度も大学をPRするなど、できる限りの応援をしております。

また、当時の誘致についての本市の見通しの甘さがなかったかとのことですが、平安女学院大学を守山にとの強い誘致意思の中、大学を核としたまちづくりの実現に向けまして、むしろ大きな期待を持っていたのが実情ではなかったのかと考えます。

次に、存続を求めます学生の思いに対してでございますが、平安女学院大学の問題は、法人だけの問題ではなく、学生や保護者、市民などさまざまな立場にある方の理解が得られる形で決着をさせねばならない大変難しい問題であると認識いたしております。中でもまず考慮すべきは、今ここに学ぶ学生への配慮でありまして、大学側としては学生さんに対して、まずは統合せざるを得ないとする理由を、経営状態も含めまして、しっかりと説明し理解を求める姿勢が必要であると考えます。その他、学生への誠実な対応が見られません限り、市としては統合を認めるわけにはいかないとの立場でございます。さらに、大学側は市に対しまして、設立時の多額の補助金に対して誠実な対応が求められると考えます。

したがいまして、今後、十分な説明もないままに、キャンパスが統合されることになると、議員お尋ねの補助金につきましては、その返還を求めていくべきであると考えております。ただ、そこに至りますまでに、円滑な解決をとの思いがございますので、その方法がないか探るべく文部科学省の助言もいただきながら、現在公の協議の場の設置に向けてやりとりを重ねているところでございますが、実現に至っていないのが実情でございます。現に学生が守山キャンパスに学んでいるということを念頭に置きつつ、今後どのような方策がとれるのか、弁護士とも相談しながらできる限りの策を講じてまいりたいと存じております。

山川明男議員（質問）

3点目は、平安女学院大学守山キャンパス撤退について、市長にお尋ねいたします。

この問題は4つに分けて質問いたしますので、一つ一つに対しご答弁のほどをお願いいたします。

まず、**1つ目、教育者としての企業、平安女学院大学の果たすべき社会的責任とは何か**をお尋ねいたします。

最近、企業の社会的責任を問われる事象が多くあります。三菱自動車のリコール問題や食品会社の産地偽装問題は、法律に抵触することも内在することから、大きな社会問題に発展しています。教育関係では、仙台市の東北文化学園大学の私学補助金不正受領問題は大きな社会問題に発展し、文部科学省のチェック機能が問われ、公認会計士の導入などが検討されています。

平安女学院大学は、平成9年に守山市が誘致を決定しました。その経過はご承知のとおり、守山市が補助金25億6,000万円を平安女学院大学に交付および提供することを旨とする内容で、行政は守山市議会に提案され、守山市議会は提案どおり可決したものであります。開学までの間、大学側理事者と守山市議会は、2回ほどの会合を持っていますが、平成12年の開学後は、施設案内と懇談会は持たれましたものの、正式な会合は全くなかったのであります。

さて、平安女学院大学の守山びわ湖キャンパス撤退、高槻に統合の決定と報道され、そして大学からは文部科学省に提出された経過説明内容は、守山市に守山びわ湖キャンパスを高槻に統合することを告知し、了解されたと。学生と保護者にも説明し、おおむね理解を得た。反対している学生は少数であり、紛糾していない。市長が統合を了承していないと言っていることは明らかに虚偽であるとしています。この文部科学省への大学側の経過説明が事実とは思いますが、そのことは別として、まじめに税金を納めている一市民としての立場からは、いつまでも見えてこない経過状況からそれぞれ

の対応が非民主的なものに見えてなりません。最高学府の大学の教育企業といえども、いろいろな経営的な困難が時には起こることはあるでしょう。

そして、その困難を回避するための諸施策が行われることも理解できますが、それは平安女学院大学の場合は、経営的資料をすべて、守山市の行政はもとより議会、市民の皆さん、学生、保護者にも公開し、守山びわ湖キャンパスを閉鎖して高槻に統合するという施策についても理解を求めるべきであります。学生が来ないからが最大の理由と聞き及んでいるが、学生の募集をどのようにしたかもわからない。一方では、守山びわ湖キャンパスの生徒募集はほとんど行っていなかったとも聞き及んでいます。このことが真実なら、詐欺行為と言わなければなりません。平安女学院大学の社会的責任は何かを公の場で追及し、明らかにすべきと思いますが、市長としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

2つ目は、平安女学院大学理事長山岡景一郎氏の本来の思惑は何かであります。

平成 15 年 4 月に平安女学院大学の理事長に山岡景一郎氏が就任されたと聞き及んでいます。当然、企業が経営を立て直す場合、経営責任者が交代することはあり得ると思います。もし、学校経営を立て直すことが重要とすれば、私たちに経営に関するすべて、資産内容、経営実績、経理内容、生徒募集の内容等、実績などを明らかにして再建計画に同意を求めるべきであります。いまだ私たちは何も聞かされていません。守山市からの補助金 25 億 6,000 万円と滋賀県の補助金 8 億円、合わせて 33 億 6,000 万円が重要な再建資金だとすれば問題です。

理事長山岡景一郎氏の思惑が守山びわ湖キャンパスの用地、建築物を他の教育企業に売却して、平安女学院大学の再建資金に充てるとの疑った見方もあるわけです。もし、これが当たったとすれば、補助金も税金で充当された守山市、滋賀県の行政としても、市民の皆さん、県民の皆さんに対する重要な責任を負うことになると思います。守山市として平安女学院大学の守山びわ湖キャンパス撤退、高槻統合の申し出を受けて 6 カ月余りを経過した今日、弁護士にも依頼しての折衝を重ねていると思いますが、この点についてどのように考察されているのか、市長の見解をお尋ねいたします。

3つ目は、守山市行政の責任は何かであります。東北文化学園大学の経営破たんについて、9月6日付の産経新聞は経理不正を見抜けなかった国の文部科学省に責任があると論説しております。多額の補助金を交付して誘致した平安女学院大学は私企業であります。資産の状況、経営内容、経理内容、生徒募集動向など常時把握することが市民の皆さんの血税を預かる行政の務めであり、そこから次に起こり得る事態をも見抜くことが責任を全うすることであることは当然であります。

報道の理事長山岡景一郎氏の意によれば、学校法人で年 2 回開く評議員会に市から出ている評議員が実際出席したのは、4 年間でことし 5 月の一度だけ、高槻に統合決定した評議員会にも出席していないとのことであります。このことが事実なら、極めて怠慢であり、責任を果たしていないことになります。25 億 6,000 万円余の補助金は市民の皆さんの血税であります。また、血税を預かる行政は、血税が有効に使われているかどうかを見定める責務があります。この認識が守山市の行政に欠如していることは紛れもない事実であります。そこに守山市行政の責任があると思いますが、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

4つ目は今後の守山市の取り組みはどのような方針で挑むのかであります。

今、行政の取り組みは優秀と言われている弁護士に依頼して、民事的に解決を図ろうとしております。民事的解決は相手に手の内を見せないため、公表できない面が多くあると存じます。社会的、民主的に理路整然と解決を図ることが最も大切だと思います。ある人が言われました。たとえ 1 億円でももらえばよい、社会的責任など追及しないで、相手を刺激しないようにしなければならない。果た

してそんな事件なののでしょうか。私はそうは思いません。理事長山岡景一郎氏は、社会的地位もすばらしい人だと聞き及んでいます。教育法人の社会的責任とは何か。生徒への責任も、守山市民への責任も、また行政の果たさなければならない納税者への責任も十分過ぎるほどわかっている人と推察できます。教育法人、企業の社会的責任と果たさなければならない責務は前段で申し上げたとおりだと思います。市民の皆さんの血税を預かる行政の責任と役割も前段申し上げたとおりだと思います。したがって、理論がかみ合わないのは双方に不必要な力が働いているとしか思いようがありません。

そして、本来双方において当面何よりも大切なのは、夢を抱いてこの大学で学んでいる学生諸君が、たとえ一人でも、人生の大切なときに挫折するようなことがあってはなりません。中には、車いすで通学する身体障害者の学生もいます。守山でリハビリを受けながら、将来は福祉士になる夢を持って、一生懸命人生に挑戦している若い学生の夢を打ち砕くべきではないのです。

このことをもっと地域社会、報道機関、滋賀県、文部科学省などにアピールし、働きかけて、双方が責任を果たせる解決を求めるべきであります。私はこのように思いますが、市長は守山市の行政としてどのような方針でこの件に挑まれるのかお考えをお尋ねいたしまして、私からの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

市長（答弁）

次に、3点目の平安女学院大学守山キャンパス撤退についてのご質問にお答えいたします。

まず、平安女学院大学の社会的責任を公の場で追及し、明らかにすべきとのごことでございます。これまで平安女学院大学は、本市のいわゆる大学を核としたまちづくりに講師の派遣などさまざまな形で協力をしていただいたところでございます。大学の社会的な使命として地域への貢献に努めてこられたところでございます。また、本市におきましても、単に補助金を支出したことにとどまらず、その後の大学運営に関して広報活動など協力を惜しんでこなかったところでございます。

こうした中、高槻へ統合するとの話が持ち上がったわけですが、学生の確保状況から経営状態が厳しいことは一定察しはつきますものの、はっきりとした納得のいく形での説明がいただけなかったことや、こういう状況になって申しわけなかったという視点が余り感じられませず、こういう意味で公的機関としての社会的責任を十分果たしていただいているとは言いがたく、残念に思っているところでございます。

このため、こうしたことを含めまして、善処を求めますとともに、学生や市民の皆様には説明責任を果たしながら解決に向かって取り組めるよう、公の協議の場を設けるべく、やりとりを重ねているところでございます。

次に、2点目の山岡理事長の考えをどのように考察されているかということですが、その本意はどういう考えであろうとも、適切な対応をし、市民の皆様のご理解が得られる形で決着が図れますよう、弁護士と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の行政の責任についてでございます。

まず、評議員会の出席についてでございますが、この会議には4年間で6回職員が出席いたしておりまして、ご指摘の点は明らかに誤った記述でございまして、先方にもその旨伝えているところでございます。この評議員会に出席する中で、大学の決算状況や学生数の動向の動きを掌握してきたところでありまして、年々学生が減ってきたことに対しては、数度にわたりまして広報紙で大学をPRするなど、学生確保に向け、市としてもできる限りの支援に努めてきたところでございますし、決して放置してきたわけではないことをご理解いただきたいと思います。

最後に、今後の方針についてでございますが、さきの本城議員にもお答え申し上げましたが、この

問題は法人だけの問題ではございませんで、学生や保護者、市民などさまざまな立場にあるものの理解が得られる形で決着をさせねばならない大変難しい問題と認識をいたしております。この中でも、特に考慮すべきはそこに学ぶ学生さんへの配慮であります。市としては大学側に対して、学生への誠実な対応を求めていくべきだと考えております。このため、社会的、民主的に解決を図ります意味から、まずは公の協議の場の設置を求めまして、こうした点も明らかにしつつ、学生や市民の皆様への説明責任を果たしながら解決の糸口を探ることができればと考えております。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

大瀬洋子議員（質問）

まず最初に、平安女学院大学キャンパス統合問題について質問させていただきます。

平安女学院大学守山キャンパスが平成12年4月に開学され、4年が過ぎました。そのわずか4年で突然、高槻キャンパスへ統合されると聞き、大変残念な思いでいっぱいでございます。平安女学院には、行事のあるごとに足を運ばせていただきました。そのたび、さまざまな事業や活動も展開していただき、地域に開かれた大学として積極的にかかわっていただいていることに大変ありがたく思っております。私自身、議会で質問させていただきましたメンタルフレンド事業は、平安女子大の皆さんが子供たちとかかわってくださった事業でもありますので、言いようのしれない思いがございます。小学生の不登校解消を目指す事業として、子供たちの心を開き、精いっぱい取り組んでいただいたことに対し、改めて感謝をさせていただきたいと思っております。

それだけに、開学当時のことを今さらどうのこうのといっても仕方ありませんが、当時の風潮からどの大学も男女共学に変更していくところが多い中で、女子大を持ってこられた経緯とは何だったのでしょうか。8月19日の毎日新聞の掲載記事の中で、山岡理事長から、年2回開く評議員会に市から出ている評議員が実際に出席したのは4年間でことしの5月の一度だけ、統合を決定した評議員会にも出席していないとありましたが、なぜ評議員会に出席されなかったのか、その理由をお聞かせください。

また、駅前や大学までのアクセス道路、ワンルームマンションの緩和策など、大学を核とするまちづくりで努力してきたことを、市長は大学に対してどのような訴えかけをされてこられたのでしょうか、お伺いいたします。

第3次守山市総合計画の中で、地域産業の振興を担う人材を輩出するため、高等教育機関や研究機関の誘致、整備を進めるとありますし、これを受けて第4次守山市総合計画においても、高等教育機関への就学機会を広げるため、新たな大学誘致を検討しますとあります。私はこの施策方針からも、平安女学院が撤退し、穴があくとすれば、新たな大学の誘致を考えるべきと思いますが、市長はいかがお考えでございましょうか、お伺いいたします。

以上3点、市長のお考えをお聞かせください。

市長（答弁）

公明党を代表されての大瀬議員のご質問のうち、まず1点目の平安女学院大学キャンパスの統合問題についてお答えを申し上げます。

まず、評議員会への出席についてでございますが、この会議には4年間で6回職員が出席いたしております、ご指摘いただきました点は明らかに誤った記述でございます、先方にもその旨伝えているところでございます。

次に、大学を核としたまちづくりへの努力につきまして、議員仰せのとおり、泉町金森線の道路整

備の推進、あるいはワンルームマンションの規制緩和策、学生のインターンシップの受け入れ、中学校での教育実習の機会の提供など、大学には当然お知りおき願っているはずのことです。毎日新聞掲載の理事長談話に、こうした市の施策について一切触れられておられないことは残念なことです。

3点目に、新しい大学の誘致についてのお尋ねでございますが、今現在、平安女学院大学のびわ湖守山キャンパスの存続に全力を注いでいる中でございます。新たな大学の誘致を考える状況には今はございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

菱倉佳代議員（質問）

議長のお許しをいただきましたので、私はネットワーク未来の1番山川明男議員の代表質問の平安女学院大学守山キャンパス撤退についてに関連して、市長にお尋ねいたします。

平安女学院大学が守山市から撤退する問題は、守山市にとって極めて大きな問題と私は思っております。なぜなら、守山市が25億6,000万円の補助金を交付および提供した相手は平安女学院大学であり、その他の教育機関ではありません。

そして平安女学院大学が今後将来にわたって、大学を核としたまちづくり構想の中で、守山市に及ぼすであろう市民的ないろいろな支援や影響を期待したからではありませんか。今回の大学理事者側が撤退を告知したと言われる通告によって、この期待が失われるのであれば、市行政、市議会としても市民の皆さんに対して説明責任が果たせないこととなります。

行政の皆さんがご苦勞いただいているにもかかわらず、いまだ大学側は私どもに対する民主的な開示を行っていないことは、残念でなりません。学生の中で、守山キャンパスの存続を守ろう会の代表から、守山市に対して平安女学院大学びわ湖守山キャンパスを平安女学院大学高槻キャンパスへの統合を差しとめる仮処分申請を守山市によって行っていただきたいとのご意見がございました。そして、このことは守山市長にも文章でお願いしているということです。

私は、守山市が、この問題を打開するための一つの方策として司法にゆだねる、つまり守山キャンパスの高槻統合を差しとめる仮処分申請を行うことも、一つの方策で必要であるかと考えるものであります。申請を出すには、早急に準備を進めなければなりません。このことについて、守山市長のお考えをお尋ねするものです。

以上です。

市長（答弁）

菱倉議員の山川議員に関連しての質問にお答え申し上げます。

差しとめ訴訟を学生さんたちから要望を受けていることは事実でございます。が、当事者ではございませんので私ども守山市は、その意味で、私どもみずから差しとめをするということについては現在考えておりません。それよりも、先ほどからも何度も私どもが大学に対して申しておりますように、情報をしっかり我々に提供していただき、考え方を協議する公の協議の場をできるだけ速やかにわかりやすく設定していただく中で、進めていくべきであるというのが現在の私の立場でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

平成16年第3回守山市議会定例会会議録（第3日）

2004年9月27日

木村眞佐美議員（質問）

次に、平安女学院大学の6月議会以降の取り組みについて伺うものです。

ことし4月10日の京都新聞に、びわ湖守山キャンパスを高槻に統合すると突然報道されて以来、市民の皆さんの関心も高まってきています。守山市が25億6,500万円もの市民の貴重な税金を投入してきたのでありますから、その解決については市民が十分納得の得られるものでなければなりません。市長は当初、訴訟も辞さないという考えを表明されていましたが、最近は少しトーンダウンしているようにも感じられます。平安女学院大学は、キャンパスとしては間違いなく来年度には高槻に統合してしまうのですから、いち早く問題を解決することが求められています。

そこで市長にお尋ねをしたいのは、6月議会以降にあなた自身がどれだけの努力をされたのでしょうか。伺うものです。6月の時点では、学部は今存続をしているのだから、損害賠償は今ほしない方がよいという弁護士のアドバイスを受け、法的手段は来年度に考えたいという方針でありました。この方針は、大学で現実に学んでいる学生たちの願いを受けとめているのでしょうか。守山市行政だけの立場でしか考えていないのではないのでしょうか。学生たちは6月議会以降、7月12日には市長に、23日には滋賀県知事に、8月4日には文部科学省に、いずれも1万人を超える署名を提出しています。しかも、守山市が文部科学省に行ったのは8月20日でありますから、学生たちが文部科学省に行ったことへの申しわけのようなことになっています。

もちろん市長としては、最初に申し上げたとおり市民の血税を回収するというのが最大の課題だとは思いますが、大学の存続がだれしもの共通の願いでありますから、学生たちの要請を受けたときに機敏に対応することが求められたのではありませんか。今回、サッカー場の建設には約10億円の補正予算と、兼務とはいえ3人の人事異動を行って、事業を充実しているではありませんか。平安女学院の守山キャンパス存続のためにも、重要な裁判には必ず複数以上の弁護団を配置しているような、集中した取り組みを思い切って今行うときではありませんか。お尋ねをするものです。

市長（答弁）

木村議員のご質問のうち、まず2点目の平安女学院大学についてのお答えから始めさせていただきます。

6月以降の取り組みについてでございますが、まず本市の平安女学院大学守山キャンパスに対しまず考え方につきまして、理事長あてに通知をいたしまして、**守山キャンパス存続のいま一度の検討を強く求めますとともに、守山キャンパスから現代文化学部がなくなった場合には、補助金の交付決定を取り消す旨を伝えました。**さらに今後の協議を円滑に進めるための窓口責任者を置くべく、要請したところであります。

また7月には、弁護士の方からも、法的手続に及ぶ前に協議のテーブルに着くよう要請したところでありました。またその後、文部科学省の助言もございまして、公の協議の場を設け学生や市民に説明責任を果たしながら解決策を見出そうと、理事長と面談をするなど、全力を挙げて取り組んできたところであります。**しかしながら、いまだ協議のテーブルに着くに至らず、今日に至っているものでございます。**相手方との話し合いが交渉の原点であることから、こうしたやりとりを重ねてもなお誠意が見出せません場合には、現に学生が守山キャンパスに学んでいるということをも念頭に置きながらでございますが、学生や市民の皆さんにとって最も望ましい選択肢が何かという視点に立って、弁護

士とも十分相談、協議しながら、できる限りの策を講じてまいる所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

木村眞佐美議員（質問）

それから、平安女学院大学のことですが、学生さんが本当に願っているのは、あの金曜日の本会議の質問でもお二方の会派から質問があって、いろんなことがわかったわけですが、学生さんが今望んでいるのは統合することを中止する仮処分申請、あるいは補助金返還の訴訟を守山市長に起こしてほしいということなんですよ。そのことに対して市長は、仮処分申請については当事者ではないからと答えられました。統合して守山市との約束事を履行しないというのは、明らかに守山市は当事者であるはずなのに、そのことに踏み込もうとしない。もう当事者でないと言ってしまうのは、余りにも学生さんたちの思いを踏みにじったものではありませんか。学生さんたちの思いを真摯に受けとめているとは思えない発言だと私は思います。学生さんたちに対する思い、できる限りの策とおっしゃいますけど、今聞いたらさっきも申し上げましたけど慌てて文部科学省に行くと、事ほどさようにどういう姿勢でいるのかなと思わざるを得ません。

市長（答弁）

木村議員重ねてのご質問にお答えを申し上げます。

学生さんの立場をもっとしっかり理解すべきであるということでございますが、心情的にはしっかり私は支援をしていますし、一緒にしてきたところであります。

ただ、こういう事態になっております最大の原因というのは、大学が学生さんにも、我々にもきちんとした説明を一度もしたことがないということが問題でございます。そのために公の協議の場を設けたいと申し上げてきているわけです。そういう意味で、学生さんへのしっかりとした説明と我々に誠意ある対応ということがないようでございますれば、当然のことですが補助金の返還を求めていくこととなります。ご理解いただきたいと思えます。

もう1点、当事者云々ということでございますが、このこともちょっと触れておきますが、統合差しとめという意味での当事者適格という意味合いでどうかというふうに判断したわけですし、私も多大の助成金を打ち出したそういう意味での当事者であるということは当然でございますが、その点の補足をしておきたいと思えます。

平成16年第4回守山市議会定例会会議録（第2日）

2004年12月14日

高田正司議員（質問）

次に、平安女学院大学についてであります。

平安女学院大学守山キャンパスへの誘致、平成12年4月開学までの経緯、さらにわずか5年で守山キャンパスを高槻キャンパスに統合が決定された経過、それに対する対応、補助金の返還、法的な対応、署名活動をしている学生の思いに対して、私たち創政会の議員を初め多くの議員から6月、9月議会で質問があり、市長の6月議会の答弁では「学生や保護者の強い思いを大切にすることが第一で、法的な手段を検討しつつ大学と協議の場を設け粘り強く存続を要請する」。また9月議会では「存続を求める学生の思いに対しては、学生、保護者、市民などさまざまな立場にある方の理解が得られる形で決着させなければならない大変難しい問題であり、大学側は学生に対して、経営状況を含めた説明

をし理解を得られない限り、補助金返還を含め、今後、強く対応していく」とのことであったが、その後の平安女学院大学との交渉経過はどうであったのか。また、現在、どのような状況であるのか。そして、残すところ3カ月余りで守山キャンパスを高槻キャンパスに統合する予定であるが、今後、どのように対応していこうと考えておられるのか。さらに、過日、新聞報道によりますと、平安女学院の学生の一人が就学権の確認訴訟を提訴されたとお聞きしておりますが、このことについても市長はどのように受けとめ、どう対応されているのかお伺いするものであります。

市長（答弁）

次に、3点目の平安女学院大学についてのお答えでございます。

今日まで、平安女学院大学は、守山キャンパスの統合問題について、**当方、私どもとの合意はもとより、明確な説明もないままに統合を既成事実化いたしまして、その準備を着々と進めておられます**一方、市から受けた補助金の取り扱いについて何ら協議をしようとしな一連の行動は、**まことに遺憾であります。**

こうした中、先般来より学院に対して、統合についての明確な説明を求めておりましたところ、**過日、学院から学生数の減少傾向、あるいは毎年度の会計収支状況を示す書類が提示されまして、統合により学院経営上の経済的効果が期待できることなど一定の説明を受けるに至りました。しかしながら、統合により経費の削減ができるとしているにもかかわらず、引き続き別の形で大学機能を残すなど、経営上矛盾している点がございませう。まだまだ納得できないところでございませう。**

また、統合を前提とした守山キャンパスの今後の活用方策を一方的にチラシでPRするなど、学院の態度に不信感を抱かざるを得ない現状でございませう。このため、市といたしましては、チラシへの抗議を含め、引き続き納得のいく説明と誠意ある対応を求めますとともに、学生がいなくなれば補助金の返還を求めることになることを改めて伝えてまいりたいと存じます。

なお、過日、県議会におきまして、学生がいなくなれば補助金の返還も、との知事答弁があったところでございませう。市と同様の方針が確認できたところでございませう。

一方、守山キャンパスの存続を守ろうの会の代表からは、卒業までは守山キャンパスで就学する権利があることを確認する訴訟が提起されております。学生は、平安女学院大学という大学を守山という立地条件を含め選択したわけでございますから、当然、その思いが全うされることをと私としても強く願うものであります。市といたしましては、引き続き守山キャンパスの存続を迫ります中、学生の思いが通ずることになればと考えている次第であります。今後も、弁護士や県と十分協議しながら、市民の皆様にも納得いただける解決策を見出してまいりたいと存じます。

富樫 孝議員（質問）

3点目は、市長からも最近の市政の重要な動きとして報告のあった平安女学院大学守山キャンパス高槻に統合の問題、簡易保険福祉事業団による総合レクセンター建設中止の問題についてお尋ねいたします。

平安女学院大学守山キャンパス高槻に統合の問題は、守山市の大学誘致政策と平安女学院大学側の短期大学から4年制大学に進出するという政策とが合意し、守山市が25億6,000万円余の巨額を補助金として大学の方に拠出して完成した守山キャンパスを、大学側が一方的に、誠意ある説明もせず経営上の理由と称して理不尽にも5年で高槻市に統合を決定したことにあります。守山キャンパス存続は大学にとって経営上苦しいのは明らか。一方、市の方は多額の補助金を出している問題をどうするか、板挟みになっているのが現状と現状分析している方もおられるようですが、私は、そのように

は思いません。

さきの高田議員の質問で、市長の答弁は、不信感を持っていると言われましたが、そのとおりだと私は思います。大学側は経営上苦しいのであれば、経営のすべてを守山市行政に明らかにして理解を求めなければならないし、生徒の減少が深刻であれば、生徒募集の経過とその努力についても説明をして理解を得なければなりません。さらに、高槻市に統合という経営手法しか残されていないのかどうかも検証して理解を得なければならないと思うのであります。このことがすべて市民の皆さん、市行政に理解されたときに、5年で守山市からなくなる平安女学院に対して補助金の返還問題が俎上になるし、補助金の返還は常識であると思っています。

今、事務局レベルでの話し合いがようやくテーブルについたと承っていますが、守山市としてはまず、大学の経営の状況を明らかにすることを求め、そのことが理解でき、高槻に統合やむなしとの判断をしたとき、市民の皆さんへの説明責任を果たし、補助金の返還を求めることだと存じております。

理解できないことが数多く残されていることと残されている期間が少ないことから、学生の皆さんが就学権の確認する訴訟を行うことは当然であります。学生の権利の主張と守山市が求める大学存続との主張は意味合いが違います。私たちネットワーク未来では、繰り返しこの主張を行っています。市長は、大学の存続第一としつつも、今後の状況をしっかりと見きわめ、誤りのない対応に努めるとしています。私もそのとおりだと思います。また、これからの大学側との折衝は、情報を共有して市民全体の問題として取り組むことを求めるものであります。今後の状況判断の思惑も含め、市長のご見解をお尋ねいたします。

市長（答弁）

次に、平安女学院大学守山キャンパス高槻統合問題についてでございます。

平安女学院との折衝は情報を共有して市民全体の問題として取り組むべきであるとのことですが、最終的に、市民の皆様が納得がいただける形で決着を図る必要がありますことから、そのことは大切なことと考えております。このためには、まず、平安女学院からの明確な説明が原点と考えまして、事務レベル協議の中で説明を求めたところでございます。

こうした中、過日、学院から学生数の減少傾向や毎年度の会計収支状況を示す書類が提出され、一定の説明がなされたところであります。しかしながら、まだまだ納得するには不十分との思いがございますことから、引き続きしっかりと説明を求めますとともに、市民の皆様にも納得がいただけるよう説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、繰り返し申しておりますとおり、大学の存続が基本でございます。そのことを引き続き要請を行ってまいりますが、そのことがかなわなければ補助金の返還を求めるべきであると考えております。引き続き議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

木村眞佐美議員（質問）

まず、平安女学院大学守山キャンパスを高槻に統合するという問題について伺います。

9月議会には、そして今定例会でも、守山市議会のすべての会派が守山に存続をさせるべきであるという観点からこの問題を取り上げました。それは、このことが4月10日付の京都新聞に報道されて以来、市民の皆さんの大きな関心事になっていることや、学生さんの存続を求める運動に共感を抱いているからだと思っております。

私も9月議会で大学の存続のために最大限の努力を求めましたが、市長は「現に学生が守山キャンパスに学んでいるということも念頭に置きながら、学生や市民の皆様にとって最も望ましい選択肢は

何かという視点に立って、弁護士とも十分相談しながらでき得限りの施策を講じてまいる所存です」と答弁されました。しかしながら、統合を差し止める仮処分を申請することを市長に求めた質問には、当事者でないからとその求めに応じませんでした。しかし、守山市と平安女学院大学は、1997年、平成9年12月1日に基本協定書を取り交わしているのに、なぜ当事者ではないとおっしゃるのでしょうか。

この基本協定書には、平安女学院と守山市が協力のもと、平安女学院が予定する大学の早期設置を積極的に推進し、もって地域の振興と教育文化の向上を図ることを目的とする、とうたっております。また、信義を重んじ、誠実にこの基本協定書を履行しなければならないとも記されています。

大学は4年制女子大学とし、その学部学科の名称および入学定員は、現代文化学部、現代福祉学科130名、国際コミュニケーション学科150名とするとなっています。開設の場所として、守山市三宅町とするとあります。1998年、平成10年1月23日には、大学用地造成事業費として18億3,600万円の決定通知書を発行しています。大学設置補助金交付要綱には、市長は学校法人が補助対象事業に要する経費以外に使用したときは、補助金の全部または一部の返還を学校法人に請求することができることあり、学校法人は、補助対象事業により取得したまたは効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはならないとあるように、大学側が数々の守山市との約束に違反していることは明らかであるにもかかわらず、守山市が当事者として高槻への統合を差し止めるための訴訟をなぜ起こさないのでしょうか。

守山市や滋賀県、文部科学省に要請しても進展がないことから、平安女学院大学守山キャンパスの存続を守ろうの会をつくって署名活動を進めていた女子学生が、10月26日に就学権訴訟を起こされました。彼女は、第1回の公判でこのように陳述しています。

「私たち学生が来年度から守山キャンパスの閉鎖のことを知ったのはことし4月の新聞報道によってでした。私は、この新聞報道から、来年はどうなるのか、不安な日々を送ってきました。5月の学院広報誌からびわ湖守山キャンパスの名が削除され、まだ在学しているのに私たちの存在が消されたということで、精神的に大きな打撃を受けました。ひどいと言って泣いている学生もいました。

5月中旬になって、やっと教員によって説明会が行われましたが、要望を理事に届けるという説明を受けたので、白紙撤回や経営にかかわった全理事からの説明を強く求めましたが返答がありませんでした。授業料等を支払い教育サービスを受けている学生の要求を聞き入れようとしないこのような学院側の一方的な態度に憤りを感じ、結成したのが守ろうの会です。

私たち守ろうの会は署名活動を中心に、守山キャンパスの存続を求める活動を行ってきました。集まった署名は守山市長、滋賀県知事、文部科学大臣に提出しました。

私たち学生は大学を核としたまちづくりを掲げる守山市に設置された大学に入学しました。私たち学生にとっては、学校選択時に、大学がどこに位置するかということが、全国に数多くある大学の中から入学志望大学を選ぶ際に重要な点となります。私が通う守山キャンパスには、家から大学までが近く自転車やバイクで通えるからといって入学した学生だけでなく、遠くても守山という静かな環境の中で学びたいという思いを持って入学した学生もいます。私自身、守山市という環境に建つ新しい校舎が気に入って入学しました。

大学案内のパンフレットには、レイクサイドキャンパス、レイクびわの風を感じて、というフレーズがありました。私は、このパンフレットを見てオープンキャンパスに行きました。そして、施設を案内され、新しくきれいなキャンパスにおいて少人数制クラスで学べるという説明を受けた後、入試の申し込みを勧められたので、親同席のもとに申し込みをしました。

私は、去る10月に友達と高槻キャンパスを見学しに行きました。高槻駅の改札を出てから駅構内にエレベーターがなく、駅からキャンパスまでは満員のバスに20分ほど乗らなければなりません。高槻キャンパスは坂や階段が多くエレベーターも少ないため、大変疲れました。高槻キャンパスは守山キャンパスに比べてとても狭くて窮屈でした。また、設備も古かったです。高槻キャンパスの学生は私らが守山に行きたいわ。きれいやしと、話していました。

学院側は、少子化を統合の理由にしています。しかし、守ろうの会が県知事に署名を提出した際、政策調整部長は、滋賀県は人口が2030年まで増加することが見込まれている。そんな中での今回の統合ということで驚いている、とおっしゃっていました。私は、学院経営の失敗をなぜ学生がこうむらなければならないのかわかりません。学院側は、私たち学生が出ていった後も、市民大学講座をするとしていますが、学園機能を残せるのなら、なぜ在学学生を追い出すのか明らかにしていただきたいと思います。

このような疑問を抱き、守山キャンパスの存続を求めているのが私だけではありません。例えば、私が在籍する国際コミュニケーション学科3回生のうち、休学・留学を除く9割の学生が署名をしています。学生会会長も署名しています。そして、私たち学生と大きなかわりを持ってきた守山市民のうち約9,000人、守山市人口の13%の方が署名しています。署名数は約2万筆。の中には、守山市長および守山市議会議員、市役所職員の署名も含まれています。守ろうの会が署名活動を行う中で聞いた多くの市民の声は、できたばかりなのに急な話で学生さん、かわいそうやな。1年生は統合知って入学したの。卒業生、1回しか出してはらへんのかな。もったいないな、というものでした。このように、多くの方々が私たちの活動に協力してくださっています。

私は、在学学生が卒業するまでは入学前に学院側から示されたような守山キャンパスでの教育環境が守られるべきであると思い、存続を求める活動を約半年間にわたって行ってきました。しかし、学院側の学生を無視した決定によって着々と統合の準備が進められていることから、最後の救済のよりどころとして、裁判所にご判断をいただきたくて提訴いたしました。」

この裁判の訴状によれば、在学学生は入学金や授業料を学校に支払うことによって教育を受ける契約をしている。在学契約に属する重要な変更は原則として当事者間の合意によるもので、高槻に統合することは合意のないままでの重要な内容変更であるとしています。

また、平安女学院大学は、守山市および滋賀県との間に在学学生を第三者とする第三者のための契約の締結をして、びわ湖守山キャンパスを長期間存続させ、ここで授業を行うことを約束し、その責務を負担したと規定しています。このことは、だれが考えても、守山市と大学とが契約の当事者であることを示しています。しかるに、何をもちて当事者でないと言い切るのでしょうか。

6月19日の総務常任委員会協議会では、市当局は「弁護士に相談した結果、学部は現実に存在しているのだから、損害賠償は、今は戦術上よくない。学生がいなくなっからがいいだろう」ということでした。学生がいなくなっからでは大学の統合を認めたことになりまっし、守山市は損害賠償のことしか考えていない、統合はやむなしと考えているのではないかと思われるのではありまっせんか。私はそのような危惧を抱いたからこそ、9月議会では、弁護士や市当局の体制の強化を求めたものですが、市長はこのことにも答えていません。

大学が統合を決めている来年度まで、期日は迫っています。守山市は平安女学院大学との契約をしたときから、在学学生には学ぶ権利を保障する義務を負い、市民には25億6,500万円の血税を投じたことから、市民の財産を守る義務があるはずでっ。今の守山市の対応では、学生に対しても、守山市民にとっても納得のいくものではありまっせん。今、この時点で守山市が行動を起こしていくべきときで

はないかと私はと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

この問題でただしておきたい一つのは、平安女学院大学が11月20日に新聞折り込みをしたチラシのことであります。このチラシには、「市民の皆様には好評の市民講座を来年度以降も守山キャンパスで継続して開催する予定ですのでご期待ください。来年度以降も多彩なイベントを開催。本学経営企画委員会で検討を重ね、守山市当局とも相談してまいります。」と書かれています。このチラシを見た市民は、大学は残るものと勘違いをしてしまいます。守山市に何の相談もなくこのようなチラシを配布することに対して厳重に抗議をして、守山市の見解を市民にわかるように声明を出すべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

市長（答弁）

それでは、木村議員1点目の平安女学院大学の統合問題についてお答えを申し上げます。

まず、守山市には、学生が学ぶ権利を保障する義務と市民の財産を守る義務があり、今の時点で行動を起こすべきではないのかということがございます。市といたしましては、これまで、学生への思いと市民への責務とをいかに両立させるかという観点に立ちまして、これまで補助金返還という抑止力を背景にしながら、大学の存続を求めるというスタンスで臨んできたところでございます。

平安女学院大学の統合問題に関して、本市は、当然、当事者であるわけでございますが、統合差し止めの仮処分申請など訴訟を提起いたします上では、原告として適格性の判断が重要であります。本件の場合、統合差し止めの直接の効果は学生にあって市には薄いと弁護士の助言から、当事者適格に欠けると申し上げてきたものでございまして、また、多額の供託金を要しますことから、こうした申請には踏み切らなかったわけでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

また、チラシに関しましては、過日の事務担当者間での折衝の場で厳重に抗議をいたしておりますし、市民の皆様には広報等で明らかにしてまいりたいと思っております。ご理解のほどお願い申し上げます。

木村眞佐美議員（再質問）

それでは、4項目、私の代表質問に対して今、ご答弁がありましたことに対して再度質問をさせていただきます。

私、過日、平安女学院大学の高槻統合に対して、その認可をした文部科学省に平安女学院を指導してほしいという要請をしてまいりました。そのときの担当者の言葉として、初めから無理があったんではないかというようなこともおっしゃってました。それで、私、当時からおりましたので、当初、どういう計画だったのかというのを前の資料、平成9年・10年ぐらゐの資料を見ました。

現在、守山市は、全体事業費を48億7,200万円としています。守山市と県で33億6,500万円。大学が15億760万円になっています。当初計画では、全体計画は明治館も含めて、いわゆる京都にある明治館をこちらへ持ってくるという計画も含めて、約60億円ぐらゐの全体事業費でした。その計画でいきますと、27億円大学が出すということになっています。48億7,200万のうち、守山市と県で33億6,500万円。大学はその半分でした。よく考えてみたら、こんな計画、当初から大学よりか補助金の方が多い。このことを一つ見ても、無理だったんではないかということで、文科省の担当者の言葉を私はこの資料を調べてみて、そうだったのかなということは今、感じているところです。

これだけのお金を守山市と県が出さなかったら、大学は来なかったんです。無理をして来たわけです。そういう点では、今こんなことになっているという状態、これはやっぱり学生に対する守山市の責任は大きいと思うんです。先ほどのお二人の代表質問に対する市長の答弁聞いていまして、何か他人事やなど。だから今回の私の代表質問は、あなたは当事者じゃないんですかと。学生も当事者で

すが、守山市も当事者なんですよ。同じ気持ちになって、統合をやめると。方法は幾らでもあります。そのことについて、やっぱり踏み込んだ判断を今、していくべきだと思うんです。

この平安女学院大学の学生がお願いをしている弁護士さんは、なぜ守山市が学生が訴訟をする前にやらなかったのか。守山市の顧問弁護士とは随分判断が違います。弁護士によっていろいろあるでしょうけれども、私は、そのことが非常に残念です。

女子学生は、4月の新聞報道から始まって、学生としてのSOSを守山市に、そして滋賀県に、文科省に訴えてきたんです。しかし、だれも助けてくれなかった。今は補助金の話が先行しているようで残念でならない。「気持ちがよくわかる」では学生の問題は済まされないと思うんです。彼女は、補助金を交付し平女を誘致した守山市だからこそ署名をそれぞれの行政府のトップに渡したんです。

平女の経営問題ではなくて、学生の教育問題として市長はどのように考えているんですか。学生や保護者にとって、この統合は自分の進路を変える一生の問題。そういう深刻な問題なんです。市長も署名されましたよね。学生が守山市内で必死の思いで集めた1万筆を超える署名を受けとってから、いつ、どこで、だれと、どのような話し合いをされて、守山キャンパス存続のためにどのように説得をしてこられたのか、詳しく明らかにしていただきたいと思います。

存続をさせれば補助金返還の必要もありません。存続のために、今、一生懸命何をするべきか。学生の願いを受けとめ、守山市民の思いを受けとめる。市長にはそういう行動を起こしていただく、その決断をお願いしたいと思います。そのことについて、どうお考えでしょうか。

市長（再答弁）

たくさんの再質問をいただきましたので、整理しながらお答えをしまいたいと思います。

まず、平安女学院大学の高槻への統合について即座に行動を起こすべきであるということですが、私なりに大学の今までなさってきたことを整理いたしますと、まず、経営状態が悪くなったと。ますます経営状態が改善している大学は、この近辺探しましても、もっと立地の悪いところでも、たくさん学生が集まって立派な大学経営をされているところはございます。これは、やはり経営の怠慢としか私には考えられません。

それと、開設されましたときに多大の補助金を県と私どもで出しました。現在の大学の対応を見ていると、そういう多額の補助金を支援していただいたというような気持ちがかけられも感じられません。また、一方的に高槻に統合をするということをお決めになった説明が一切なかったということもさることながら、そのことに関して申しわけないという気持ちも一向に伝わってまいりません。しかも、先ほどから申しますように、チラシなどを一方的に配布される。これはもう、やはり信頼まだまだできない。

そういう中で、学生さんが自分たちの就学権を訴えられる。当然のことだと思います。ただ、繰り返しますが、**私どもが今の状態をつくったのでは決してなくて、学生さんたちに対して、学生さんたちが話し合いの場を求めておられるのを一度もしっかりとした場を持たないような現在の大学にこそ、すべての責任があるわけでございます。**

訴訟に至らなかった理由は先ほど申し上げたとおりです。学生さんたちにとっては一生の問題であり、必死になって取り組んでおられることについて、我々にできることは許す限り当然支援してまいりますが、みずからが訴訟という行動に出ることについては、先ほどから申しますように、一定の要件が備わった段階で行動を起こすということだと考えておりまして、そのときは当然、議会の皆様にはご相談を申し上げてまいります。

坂田 健議員（質問）

平安女学院大学の問題についてのみ質問させていただきたいと思います。

先ほどから、各会派の皆さん方もこの問題についての質問をされておりましたし、市長の答弁をお聞きしていましたところ、どうしても積極性がないというか、第三者的というか、そういう姿勢にしが見えないというのが率直な感想です。

市長は、とにかく当事者でないので訴訟は起こさないというふうにおっしゃっておりますが、実際に、学生さんが来年の3月からは高槻に移動するというこの期間的な問題を考えても、今こそ訴訟を起こすべきじゃないかなと、その判断ができる時期に来てるんじゃないかなと思います。当然、この間、学院側との協議へ向けた努力はされておられますけども、実際に相手のこういう不誠実な対応というのが一向によくならない。これに対しては、やはり、それに対する訴訟を起こす時期に来てるんじゃないかなと私は思うんですけども、これに対して、もう一度市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

以上で関連質問とさせていただきます。

市長（答弁）

それでは、坂田議員の木村眞佐美議員に関係します関連質問にお答え申し上げます。

先ほどから申しておりますとおり、いわゆる訴訟を提起する上での当事者適格、このことについて弁護士の方からそういう指導を受けて、助言から差し控えておるものでございますので、この点についてはご理解をいただきたいと、重ねてお願いいたします。

大学の存続が第一義ではございますが、私からいたしますと、財産保全も大切な責務であると考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

坂田 健議員（再質問）

それでは、再度、お聞きしたいと思います。

市長がご相談されている弁護士さんが当事者適格というふうにおっしゃってるんですけども、これは、何をもちて当事者適格と判断していらっしゃるんですか。これを詳しくお聞かせ願いたいと思います。今、学生さんが訴訟を起こしてまして、その担当の弁護士さんは、先ほど木村議員もおっしゃいましたように、守山市は十分に当事者だと、こういうふうにおっしゃっています。ですから、弁護士さんによってそういう判断がもちろん違うと思うんですけども、今、守山市が相談されている弁護士さんが当事者適格というふうな判断をされているのはどういう理由なのか、この辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

市長（再答弁）

再質問の再質問にお答え申し上げます。

ごく常識的に当事者といいますと、大学の経営者、学生、職員さん、そのあたりがごく普通に当事者として認定されると考えております。

以上、答弁いたします。